寝屋川市立中央高齢者福祉センター指定管理者選定までの経過

- 1 指定管理者候補として選定した団体等
 - (1) 施設の名称 寝屋川市立中央高齢者福祉センター
 - (2) 団体の名称 特定非営利活動法人かわちモア COM.

理事長 今井 清子

所 在 地 大阪府寝屋川市東大利町6番11号4階

- (3) 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)
- 2 応募状況
 - (1) 説明会への参加数(説明会 令和2年7月31日実施)

法人等の種類			
株式会社	特定非営利活動法人	企業組合	ĦT.
1	1	1	3

(2) 申請書の提出数(受付期間 令和2年8月20日~8月28日)

法 人 等 の 種 類			⇒ I.
株式会社	特定非営利活動法人	企業組合	計
0	1	0	1

- 3 指定管理者選定委員会
 - (1) 選定委員会の構成(計5人)

ア 学識経験を有する者 1人

イ 税理士 1人

ウ 寝屋川市民生委員児童委員協議会会員 1人

エ 寝屋川市老人クラブ連合会会員 1人

才 寝屋川市福祉部長 1人

(2) 開催経過

ア 第1回(令和2年11月12日)

委員長及び副委員長の選出、第1次審査(書類審査)及び第2次審査(ピアリング審査)の審査基準及び審査項目の決定、第1次審査及び第2次審査の実施及び結果確認、指定管理者の候補者の決定、選定委員会報告書の

作成

(3) 審査基準及び審査結果

寝屋川市立中央高齢者福祉センター(以下「センター」という。)の指定管理者として適当であると認める団体(指定管理者の候補者)を選定するため、第1次審査及び第2次審査を実施した。

ア 第1次審査(書類審査)

(7) 審查基準

【審查項目】

- a 管理運営を安定して行う経営状態であること。
- b 維持管理に係る方針及び取組の提案が優れていること。
- c 運営方針及び運営計画が優れており、高齢者への配慮が十分になされていること。
- d 人員配置計画が適正であること。
- e 職員研修が適正かつ効果的に活用される見込みがあること。
- f 使用促進施策が優れており、適正な想定計画が立てられていること。
- g 危機管理対策が優れていること。
- h 個人情報保護及び情報公開の取組が優れていること。
- i 苦情等があったときの対応が優れており、十分な受付体制がとられていること。
- j 必須事業の実施方法について具体的に明記されており、実現可能であること。
- k 自主事業計画が優れていること。
- 1 記載内容(見積金額等)が適正であり、経費縮減が図られていること。
- m 総合的に優れていること。

【活動拠点】

n 団体の活動拠点の所在地

【管理運営の実績】

- o 当該施設に係る管理運営の実績
- (イ) 配点及び合格最低点

上記の審査項目のうち、a~1の各項目については 10 点満点、項目

mについては 20 点満点で合計 140 点満点とし、選定委員 5 人の合計点を申請者の得点とした。項目nは活動拠点が市内に在る場合には 35 点を配点することとし、項目oは選定委員会が承認した実績に関する評価の結果に基づき配点を行うこととした。

また、合計点の合格最低点を483点(合計点の6割)とした。

(ウ) 審査結果

提出書類を基に審査項目 a ~mの審査を行い、項目 n については、申請者の活動拠点が市内に在ることを確認した。

審査項目 o については、『平成 28 年度から令和元年度までの「指定管理者制度導入施設に対する実績検証結果」の適正比率はいずれも 95%以上であること、及び「指定管理者制度の導入及び運用指針」別紙 2 に係る評価項目の 10 項目のうち 5 項目の評価が「〇」であることから、総合評価をAとする』との説明を受け、当該評価とすることを承認した。

	項目	配点	特定非営利活動法人 かわちモア COM.	
	a	50	44	
	b	50	41	
	С	50	42	
	d	50	42	
	е	50	42	
審查項目	f	50	43	
	g	50	43	
	h	50	43	
	i	50	39	
	j	50	44	
	k	50	43	
	1	50	43	
	m	100	86	
小 計		700	595	
活動拠点	n	35	35	

管理運営の実績	0	70	35
合 計		665	

合計得点が合格最低点以上であるため、合格とした。

また、第1次審査の得点は、第2次審査に持ち越さないこととした。 イ 第2次審査(ヒアリング審査)

(7) 審査基準

【審查項目】

- a 指定管理者指定申請の動機について
- b センターの運営について(各種事業を含む。)
- c センターの管理について
- d 人的課題について
- e 経費縮減について
- f 総合的評価について

(イ) 配点及び合格最低点

選定委員によるヒアリング結果に基づき、(r)の審査項目ごとに審査を行うものとし、配点は $a \sim e$ の各項目を 10 点満点、項目 f を 20 点満点で合計 70 点満点とし、選定委員 5 人の合計点を申請者の得点として審査を行った。

また、合格最低点を210点(合計点の6割)とした。

(ウ) 審査結果

項目	配点	特定非営利活動法人かわちモア COM.
a	50	42
b	50	42
С	50	40
d	50	40
е	50	43
f	100	86
合 計	350	293

(4) 選定結果

申請者の得点は合格最低点以上であり、選定委員による意見交換を行った

結果、特定非営利活動法人かわちモア COM. を、指定管理者の候補者として選定した。

4 寝屋川市立中央高齢者福祉センター指定管理者の指定

寝屋川市は、選定委員会の選定結果を受け、特定非営利活動法人かわちモア COM. を指定管理者の候補者として決定し、令和 2 年 12 月市議会において指定管理者の指定について議決を得て、令和 2 年 12 月 21 日付けで指定管理者の指定の告示を行った。